

中央区上古町地区なじらね協定の概要

協定名称	上古町地区まちなみ整備協定
目的	<p>温古知新の精神のもと、上古町地区の歴史、伝統、文化、風情等を大切にしつつ、協定区域内における魅力的な景観形成につながる建築物等に関する基準を定め、生涯に渡って住み続けたいと思える住環境をつくること、及び地域コミュニティの活性化を促進し、地域の魅力の向上や交流人口の拡大につなげることを目的とします。</p>
建築物等に関する基準	<p>温古知新の精神のもと、建築物等の改修等（リフォーム）の際に、主として道路等に面する建築物の2階以上の部分について、次に掲げる内容に適合するよう努めます。</p> <p>（1）木造2階建てのまちなみ景観の特徴を維持継承するよう圧迫感や突出感が出ないように努め、茶臼造りなど、歴史を感じさせる工法や昔ながらの材料を用いた建築物等については、そのイメージや風合いをできるだけ保全・活用した建築物の外観となるよう努めます。</p> <p>（2）屋根、軒、軒裏、樋、建具格子、戸袋、シャッターの色彩は、落ち着いた雰囲気が増えかわれないように原色や彩度の強い色は避け、茶系を中心とした色を基調とし、外壁について茶系や無彩色（白・灰）系を中心とした色を基調とするよう努めます。また、軒、軒裏、建具格子、戸袋、外壁の材料については、木材、漆喰等の自然素材風の材料を使用して、木のぬくもりなど自然素材の風合いを感じられる外観となるよう努めます。</p> <p>（3）アーケードと調和したデザイン、色彩となるよう努めます。</p> <p>（4）附帯建造物や車庫などについては、住宅や店舗等の建築物本体や周辺と調和した色彩、材質を用いるよう努めます。</p> <p>私たちは、次に掲げることについて努めます。</p> <p>（1）既存の老朽化した建築物、工作物の改修時には耐震、防火性能の向上を図るよう努めます。</p> <p>（2）建築物等のデザインや色彩については、景観に配慮することとし、その設定に当っては、新潟市景観アドバイザー制度を活用するよう努めます。</p>
協定認定日	平成21年1月23日